

人事委員会議録 第九号

昭和二十七年四月十五日(火曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事 田中伊三三君 理事 堀上房太郎君

理事 平川 郷雄君 理事 松澤 兼人君

伊藤 郷一君 塩田賢四郎君

西村 久之君 藤井 平治君

本間 俊一君 渡邊 良夫君

三宅 正一君 井之口政雄君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義九君

総務府事務官 増子 正宏君

(大臣官房事務官) 室長事務代理 岡部 史郎君

人事院事務官(事務総局法制局長) 岡部 史郎君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

四月十二日

委員井之口政雄君辞任につき、その補欠として木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員木村榮君辞任につき、その補欠として井之口政雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出第一五四号)

○田中委員長

これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出第一五四号)を議題として質疑に入ります。質疑は通告の順序によりこれを許します。藤

井平治君。

○藤井委員 この機会に政府にお尋ね

いたしたいのでありますが、この法律によつて懲戒免除あるいは債務の減免等の恩典にあずかる職員数はどれだけあるか、これを便宜上国家公務員、地方公務員その他の別に概数を知らしめてもらいたいのではございませんか。

○菅野政府委員 ただいまの御質問につきましては、一応国家公務員につきましても、地方公務員になりまして、これは各地方自治体の権限に属します。また詳細なことはこの法律にも條例によつて定めるところに属するものでありますので、的確な数字はつかないものであります。国家公務員の方で申しますと、一般職だけでございまして、現在までに免職、停職、減給、戒告、こういうふうな懲戒処分を受けた者の合計は、これは昭和二十五年年度の統計でございまして、四千三百三十三名というふうになっております。これを種類別に申しますと、免職が九百七十五名、停職が二百二十五名、減給が千五百七十七名、戒告、これは一時的なものでございまして、千五百九十六名、合計四千三百三十三名ということになっております。その次に昭和二十六年にどのくらい懲戒処分がなされたかということ、これをまた国家公務員の一般職について調べたところを申し上げますと、免職が九百十八名、停職が三百九十二名、減給が千九百二十九名、戒告が二千二百六十六名、合計五千五百五十八人という

数字になっておるのであります。

先ほども申しました通り、地方公務員につきましても、ちよつと政府の方といたしまして数字がつかめないことを非常に残念に思つております。

○藤井委員 この法律に基いて懲戒処分なり債務の減免なりを行う場合の基準は、いかなるものを用意されておるか。

第三には、右の処置を行う具体的必要事項は、政令または條例で定めるところであるが、具体的必要事項とは、おおむねいかなるものであるかの御説明を、はつきりしていただきたいのであります。

○菅野政府委員 具体的問題につきましても、国家公務員につきましてもは政令、地方公務員につきましてもは條例で定めるところに、この法律の案はできているのであります。そのこまかい点は、どういふことをきめると申しますと、まず国家公務員あるいは地方公務員というふうな範囲は、これは非常にはつきりいたしておるのでございますが、法律の案文にもございまして、これは公務員以外の資格の点において、法律上非常に重要な監督を受けておられます昇進士であるとか、昇進士であるとか、そういうふうな人たちの範囲をどういふふうにかきめるか、または昇進責任の免除あるいは減額というふうなものをどういふふうにかきめるか、そういうふうなこまかい点を政令または條例で定めたい、かように考えておる次第であります。

○藤井委員 次に御尋ねいたしたいのは、第二條の「まだ懲戒の処分を受けていない国家公務員」とあるのは、いかなるものを指すのであるか、これを明確に御説明願いたいのであります。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。公務員等が一定の行為をやりまして、これは明らかに懲戒の処分を受けべきものであります。その行為につきましても、事実の調査あるいは証拠等の詳細について取調べ中であつて、いまだ懲戒の処分を見えておらないものでございまして、換言すれば、そのままだ懲戒処分になる見込みが相当強いものであります。手続上まだその処分の決定がなされておらないというふうなものは、この法律によつて免除するということになるわけであり

ます。

○藤井委員 第一に犯罪もしくは重大過失を犯した者、犯罪もしくは重大過失の不確実な者、すでに任免者において懲戒に値する行為ありと調査中の者、その調査が完了して懲戒処分をすべき手続中の者、今副長官が申された通りのものであります。もしその中の二、三、四をさすとすれば、すでに懲戒処分を受けた者は非常に損である。今申しました三、四の者は最も得であるということになります。その点に關しましては政府はいかなるお考えをお持ちになつておるか、その点を御説明願いたいのであります。

○菅野政府委員 御質問の点もつともでございます。ある一定の行為で懲戒処分に値するということになる行為が

ございました場合には、一旦懲戒処分を決定いたしました。そしてこの法律によつてこれを免除するという手続をした方が、理論的にも正しいと思うのであります。すでに懲戒の処分を受けた者に対しては、これを免除するといふことがこの法律の趣旨でございまして、そういうふうな煩瑣な手続を省きまして、それでかりに懲戒処分が決定しましても、それを免除するのでございまして、懲戒処分の決定を待たず、将来に向つて懲戒を免除する、懲戒をしないということ、この法律に書きまして、それによつて過去の行為に対する懲戒の点を消してしまつて、こういう考えでござい

ます。すでに決定した処分に対しても、この免除を行うのでございまして、これはかりに御説のように一旦懲戒の処分を決定いたしました。この法律の趣旨からいふと、当然それはまた免除になるというふうなことがはつきりいたしておりますので、その間の手続を省略いたしまして、この法律を直接適用して懲戒を行わないということにいたしたいと考えておる次第でござい

ます。

○藤井委員 よくわかりましたが、懲戒の減免措置はないのか。たとえば減俸の一部免除等は……。また第四條に昇進責任に基いて債務の減免とあるが、従来の全部免除はどうなるのか。その辺を御説明願いたいのでござい

ます。

○菅野政府委員 懲戒処分に対しましては、これはずつと過去の例を見まし

ては、

第一類第二号 人事委員会議録第九号 昭和二十七年四月十五日

でも、全部全面的に免除するという以外には、減額とか何とかいうことはございせん。しかも今までの実例を見ますと、弁償責任につきましても、実は全部免除を行つておつたのが実例でございまして、これを減額するということは、先般提案理由の説明にも申し上げましたように、今回の法律をもつて嚆矢とするのでございます。それはなせかと申しますと、戦後、予算執行上、公務員の不都合な事例が相当ございまして、政府はこれにつきましては嚴重に取締つて、信實必罰の方針で臨んでいるのであります。が、会計職員は何分にも無過失責任に近い責任を負わされておりました、情状酌量の余地も少くないのでございますので、――犯罪行為による弁償責任はこれは全然問題外でございまして、これに対して減免ということはいかかと思ひますのでこれを除きまして、大赦の行われる際にはその弁償責任を免除する。あるいは最近是非常に類が多いものもございまして、これを全面的に免除するということとはいかがと思われますので、それを減額することもできるようにいたしまして、減免といたしたのでございますが、これは弁償責任の特殊な性質に基くものでございます。懲戒の方はたとい減俸でございしても、これを減額をするというようなことはせず、全面的にこれを免除するという一つの方法にいたしました次第でございします。

○田中委員長 藤井君、ほかに御質問ありますか。

○藤井委員 私の質問はこれで打切つておきます。

○田中委員長 井之口政雄君。

○井之口委員 今お伺いたしますと二十五年で四千三百十三人、二十六年で五千五百五人ですか、これらの人たちが免職、停職その他の懲戒に処せられているとのことでありますが、これらのものに対して今適用するとすれば、これは全部に適用されるのでありますか、どうでしょうか。そのうちからどういものが除かれるのか。除かれるものはおりませんか。

○菅野政府委員 ただいま申し上げましたのは、御参考にと二十五年と二十六年の分だけを申し上げたのでございますが、もちろんこの兩年の分に対しては、全面的に適用されるわけでございます。そのほかに、それ以前のものでございまして、過去の懲戒免除というようなことでもつて消されております者以外、つまり残つております者に対しては、今回の法律に基きまして、広く一般的に懲戒処分免除を行いたい、かように考えておる次第でございませう。

○井之口委員 たとえば二十五年、二十六年で免職になつてゐる人たちは、九百七十五名と九百十八名というようなただいまの報告でありましたが、これは免職になつてもうやめてしまつていたならば、この法は適用されなくなるのじやないですか。やめてしまつてゐる人たちも、これによつて復職して来るのでしょうか、どうでしょうか。

○菅野政府委員 この点につきましては、免職、免官されております者につきましては、懲戒の免除ということがございしても、これは将来に向つてその懲戒を免除するということになりますので、復職は行われないうといふ

ことになるのでございまして、これは
實質的には適用がありまして、一旦
免官になりました尊実は、これは影響
されない次第でございまして、この点
につきましては、實質的に申します
と適用がないと同じようございま
す。

○井之口委員　これはもう全然不可能
なんでしょうか。今のはちよつとはつきり
しなかつたやうであります。が、一ぺん
免職の手続を経てはつきり言渡しがあ
つたとすれば、もうそういう人たちに
対しては全然ないのか、その点もう少
しはつきり伺いたい。

それと、たとえば政府としては免職
の通知が出してあるけれども、人事院
にまだ提訴しているとかなんとかとい
う人にとつては、これはどういう適用
を受けるのですか。

○菅野政府委員　ただいまお答え申し
上げるのがちよつと欠けておりました
のですが、免職をされた者に対して
は、復職という事実これは行わな
いのでございますが、ただこの法律に
よりましてその懲戒処分免除を行いま
すると、資格の回復ということがござ
います。たとえば公務員法で、一旦免
職された者は二年間は公務員になるこ
とはできないというような規定もござ
います。が、そういう点につきまして
は、これは資格を回復いたしましたして、
すぐにも公務員になれるという資格
を得るのでございます。なお一旦免職
の処分がきまりまして、それを人事院
に提訴しまして、それがいまだ確定し
ておらないというやうな、つまり係属
中の処分につきましては、一応この法
律でもつて、一般的にはかの人たちに
は懲戒の免除ということが行われまし

でも、その手続はこれに影響されないで、どん／＼進めて参りまして、その出した結果によりまして、またこの法律の適用があるか、あるいは必要がないかというようなことになると思ひます。

○井之口委員　今のことは、なか／＼理解しにくいのでありますが、たとえば人事院に提訴しておつて、この法律が発動するといふしたときに、まだ提訴中である、しかるに提訴が決定したものに對して――後に決定したものに對して前に発動したこの法律が適用されるのでありますか。たとえば人事院へ提訴の結果、いやそれはもういかぬ、裁官だということになつてゐるのに、そういうものがきまつてからでもこの法律によつて復職ができるというふうになるのですか。

○増子政府委員　ただいまのケースでございますが、この法律に基きます政令が出ますが、一定の時期以前の行為について、懲戒の免除が行われるということになりました場合に、今の場合、ある公務員が免職になつておつた、その免職になつておつた公務員につきましては、特定の日からあとはその免官が免除になりますので、將來に向つては懲戒がなくなつたと同じことになりまして、過去において免官になつたという事実は残つてゐるわけでございませう。しかもその免官になつた処分について本人が不服であつて、人事院に審査の請求をしているという手続は、依然として続行されるわけであります。それでその審査の結果、その免官処分が違法なものであつたという人事院の決定がありますれば、人事院としてはその免官の処分を取消せということを

やるわけでありませう。その結果免官が取消されるということになりますと、もう最初からその人は免官がなかつたということになると思ひます。

○井之口委員　そうすると、これは結局なか／＼そういう人たちの復職には役に立たぬようであります。そこで今二十五年度と二十六年度のこの免職者について、内容に立ち至つてちよつと考へてみたいと思ふのですが、特別の犯罪を犯さず、ただこれが組合運動に専念したとか、あるいは上官に対して少々ぐらいつるし上げをやつたとか、あるいはその他レッド・パージと普通称せられているもので免職になつた人たちは、一体何人ぐらゐの中におられますか、そういう人たちは、全然これの恩典には浴さないものでありますか。

○増子政府委員　先ほど申しました懲戒処分を受けた数と申しますのは、明らかに国家公務員法の懲戒に関する規定の適用があつて、懲戒処分になつたものであると思ひます。ですから、ほかの事由による免職その他についての数字は含んでおりません。

○井之口委員　そういう普通いわれている、今私が申しましたようなのは含んではいないにいたしまして、もういふ人たちがいるということも事実である。この事実に対しては、これは適用されるものでありますか、適用されないものでありますか。

○増子政府委員　実質的な理由のいかんによつては、区別いたしております。従つて先ほど申し上げましたように、国家公務員法の懲戒処分を受けた者ということに限つてゐるわけでございます。

1

昭和二十七年四月十八日印刷

昭和二十七年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所